

よくあるお問い合わせ

Q1：市外（本籍も市外）の方【子】が、市内に住んで亡くなった方【親】の遺骨を埋蔵するために申請できますか。

A1：申請資格に該当しませんので申請できません。市内に住んでいる方【親】は生前申込みをし、許可を受けていれば埋蔵できます。

Q2：市で供養祭を行いますか。

A2：宗教を問わず合葬する公共施設のため、市では行いません。ただし、個人で行うことは可能です。なお、納骨室への入室はできませんので、参拜所等で行ってください。

Q3：埋蔵等の際に僧侶や神主の立会いが可能ですか。

A3：可能です。

Q4：参拜所で準備されているものはありますか。

A4：線香皿、献花台があります。

Q5：献花台等に食べ物や飲み物をお供えしてもよいですか。

A5：参拜中はお供えしてもよいですが、参拜後はお持ち帰りください。（カラス等の被害があるため）

Q6：納骨壇に骨壺を収蔵する際、位牌等の副葬品も入れられますか。

A6：焼骨が入った骨壺（骨壺が入っている骨箱も可）のみとなります。副葬品はご遠慮ください。

Q7：自宅で保管している遺骨の埋蔵許可証を紛失した場合、どうしたらよいですか。

A7：埋蔵していない遺骨であるため、埋蔵許可証の再発行ができます。火葬した市町村（中野市の場合は市民課）へお問い合わせください。

Q8：中野市民霊園の一般区画聖地を返還するにあたり、合葬式墓地を使用したい。合葬式墓地の使用料は安くなりますか。

A8：聖地の原状復旧等した場合に、聖地使用料の一部を返還しているため安くなりません。

Q9：納骨壇の場所を選ぶことはできますか。

A9：納骨壇の場所は市で指定するため選ぶことはできません。

Q10：生前申込をし、立会人が先に死亡してしまった場合は。

A10：立会人の変更となりますので、「中野市霊園合葬式墓地立会人選定（変更）届」を市に提出してください。

Q11：個別埋蔵場所に収蔵したが20年後を忘れてしまいそうである。又は共同埋蔵の許可があったことを忘れてしまいそうである。

A11：使用期間終了時に通知を送付しますので、そちらでご確認をお願いします。

Q12：中野市霊園合葬式墳墓使用許可証を市へ返還した場合、使用料は還付されるか。

A12：個別埋蔵場所の方のみ未使用の場合（遺骨を納めていない状況）で許可を受けた日から5年以内の場合は、使用料の3分の1を還付します。

Q13：個別埋蔵場所を使用中に、使用を中止して遺骨の返還を受けることはできますか。

A13：返還はできます。（改葬届手続きが必要です。）ただし、使用料の還付はQ12のとおりです。